

広域的な代替素案

広域レベル（テーマ①）の代替素案として、貨物駅の移転の有無、移転先の違いから、以下を設定します。

<広域的な代替素案>

沼津市内に鉄道貨物駅がある

広域 A 鉄道貨物駅が原地区に移転する場合

広域 B 鉄道貨物駅を現位置で存続させる（鉄道高架化をしない）場合

沼津市内に鉄道貨物駅がない

広域 C 鉄道貨物駅を近傍駅へ統合する場合

その他

広域 D その他の場合

広域 A 鉄道貨物駅が原地区に移転する場合

- ・貨物駅を原地区へ移転する案です（現在の計画）。
- ・用地の取得が困難となっています。

広域 B 鉄道貨物駅を現位置で存続させる（鉄道高架化をしない）場合

- ・沼津駅付近の鉄道を高架化せず、貨物駅を現位置で存続する案です。

広域 C 鉄道貨物駅を近傍駅へ統合する場合

- ・貨物駅を近傍の貨物駅へ統合する案です。
- ・沼津駅の近傍で貨物を取扱っている駅には、富士駅及び吉原駅があります。この場合、沼津市内から貨物駅がなくなることとなります。
- ・鉄道事業者との協議を新たに行う必要があります。

図：東海道本線における沼津駅・原駅及び近傍駅の概略



本資料は沼津高架PIプロジェクトでの検討用に作成した
ものであり、代替素案については関係者と未調整です

合勉 3
資料 3-3
(ステップ3 検討資料)

広域 D その他の場合

- ・ その他の案として、貨物駅の「荷役機能」と「待避機能」を分離し、それぞれ別の場所へ移転する案などがあります。
- ・ 鉄道施設に関して、現計画とは異なる整備を行う場合には、鉄道事業者との協議を新たに行う必要があります。
- ・ 今後の検討において、新たな案が出された場合は、その案についても代替素案として検討します。